

第 28 回 品質保証分科会 議事録

1. 日 時 平成 22 年 9 月 1 日 (水) 13:30 ~ 15:00

2. 場 所 日本電気協会 4 階 会議室 C , D

3. 出席者

出席委員: 棟近分科会長(早稲田大学), 渡邊^邦幹事(東京電力), 浅野(日本原子力研究開発機構), 荒木(原子燃料工業), 飯塚(東京大学), 戎崎(関西電力), 神田(三菱重工業), 倉田(中部電力), 小嶋(日立 GE ニュクリア・エンジニアリング), 佐藤(東京海洋大学), 島津(北海道電力), 関谷(発電設備技術検査協会), 平(日本製鋼所), 高橋(富士電機システムズ), 谷(日本原子力技術協会), 山田(四国電力), 山本^雅(東京電力), 吉永(電源開発), 和田(日本原子力発電), 渡辺^雅(原子力安全基盤機構)(計 20 名)

代理委員: 金澤(東北電力 本田代理), 高田(中国電力 角田代理), 多田(日本原燃 奥本代理), 大谷(三菱電機 川端代理), 高橋(北陸電力 米田代理), 小宮山(GNFJ 福本代理), 岡部(IHI 栗林代理) (計 7 名)

欠席委員: 上戸(原子力安全・保安院), 小野(原子力安全・保安院), 加藤(三菱原子燃料), 重光(九州電力), 山本^哲(東芝)[事務局の開催案内不備による] (計 5 名)

常時参加者: 奈良(東京電力) (計 1 名)

オブザーバ: 大石(東京電力), 矢野(原燃輸送) (計 2 名)

事務局: 牧野, 高須, 糸田川, 国則, 吉田, 井上(日本電気協会) (計 6 名)

4. 配付資料

資料 No.28-1	第 27 回品質保証分科会 議事録(案)
資料 No.28-2-1	品質保証分科会委員名簿(案)
資料 No.28-2-2	ワークショップ検討タスク委員名簿(案)
資料 No.28-2-3	品質保証検討会委員名簿(案)
資料 No.28-3-1	JEAG4121 附属書 2 の改定提案について
資料 No.28-3-2	JEAG4121 附属書 2 改定案中間報告時の意見への対応状況
資料 No.28-3-3	JEAG4121 附属書 2 の変更比較表
資料 No.28-3-4	JEAG4121 附属書 2 改定案
参考-1	第 37 回原子力規格委員会議事録(案)
参考-2	第 29 回品質保証検討会議事録(案)

5. 議事

(1) 代理委員の承認, 会議定足数の確認

棟近分科会長により, 代理委員 7 名が承認され, 代理委員を含めて出席委員が 27 名で, 分科会委員総数 32 名の 3 分の 2 以上という会議開催の定足数を満たしていることが確認された。

(2) 第 27 回品質保証分科会議事録の確認

事務局より, 資料 No.28-1 に基づき, 第 27 回品質保証分科会議事録(案)が紹介され, 本内容で正式議事録とすることが確認された。

(3) 品質保証分科会委員変更等の紹介, 品質保証検討会委員候補者の審議

事務局より, 品質保証分科会委員交代者 4 名及びワークショップ検討タスク委員交代者 1 名の紹介があった。このうち, ワークショップ交代者については, 席上で分科会長より委員に任命された。また, 品質保証検討会委員交代 3 名及び新委員候補 1 名の紹介があり, 全員の挙手により承認された。

【品質保証分科会】本田一郎→金澤定男(東北電力), 米田貢→高橋敏彦(北陸電力),
奥本賢→多田真也(日本原燃), 上戸亮→米山弘光(原子力安全・保安院)

【ワークショップ検討タスク】尾本篤彦→東博幸(九州電力)

【品質保証検討会】[交代 3 名]尾本篤彦→東博幸(九州電力), 岸徹→中村義武(日本原燃),
小林満博→井上均(原子力技術協会), [新委員 1 名]堂野寛(関西電力)

(4) JEAG4121-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)の適用指針」- 原子力発電所の運転段階-附属書-2[「根本原因分析に関する要求事項」の適用指針]の 2010 年追補版(案)の審議

渡邊幹事, 大石氏(品質保証検討会常時参加者)より, 資料 28-3-1~資料 28-3-4 に基づき, JEAG4121-2009 附属書-2 改定案について説明が行われた。審議の結果, 品質保証分科会の書面投票に移行することが全員の挙手により承認された。

また, 渡邊幹事より, 分科会の書面投票で可決された場合, 9 月 28 日の原子力規格委員会に本改定案を上程することとなるが, その際は, 各社の原子力規格委員会委員に事前に十分説明をし理解を得るようにしてほしいと, 各委員への要望があった。

なお, 事務局より, 書面投票に関して, 以下の説明が行われた。

書面投票期間は, 9 月 1 日~9 月 14 日とする。

委員総数の 5 分の 4 以上の投票で投票が成立する。

決議条件は, 「反対意見付き反対がなく, 賛成票が投票総数の 3 分の 2 以上で可決」とする。

反対意見付き反対があった場合は, 検討会において対応案を作成し, 分科会長を通じて委員全員へ送付し, 反対意見者に対しては, 反対意見を取り下げるかどうかを問い合わせる。

反対意見付き反対が取り下げられない場合は, 分科会で再審議とする。

反対意見付き反対が取り下げられ, 賛成票が投票総数の 3 分の 2 以上で, かつ対応内容が, 原案に対して編集上の修正の範囲内の変更である場合(分科会長判断による。)は, 可決とする。

反対意見付き反対が取り下げられ, 賛成票が投票総数の 3 分の 2 以上で, かつ対応内容が, 原案に対して編集上の修正を超える変更である場合(分科会長判断による。)は, 再投票を実施するか, もしくは再審議とする。

再投票は, 2 週間の期限付きで行うことができる。ただし, 今回は, 9 月 28 日の原子力規格委員会までに再投票を終えることはできないので, 再投票は行わない。

書面投票で可決した場合は, 9 月 28 日の第 38 回原子力規格委員会へ上程する。

—主な質疑・コメント—

- ・[参考 5]「背後要因を分析する際の留意点」だが、以前は背後要因としてどのような項目があるかの説明であったと思うが、それを今回、留意点としてある意味違った事が書かれている。背後要因を分析する際の視点について削除し、分析する際の留意点を掲げる事に変更した理由はどの辺にあるのか。
- 背後要因を検討する際の視点として、「参考表 5 問題点の整理・分類の例」が示されていたのだが、根本原因分析に使われる SAFER, ATOP, CREAM 等ではここに示した整理分析の例を各々の方法に応じて置き直して分析していることから、各附属書で説明するよりは各方法に任せた方が良さだろうと判断してこれらを全て削除した。
- ・今回の改定の背景には、ここに書かれていることによってその通りやらなければいけないとか、全てカバーしなければいけないという様なミスリードの可能性があったので、それを排除したいという事がある。背後要因の分析に書かれていると、これを全部やっていかなければ分析にならないのではないかと誤解される恐れがある場合には、その様な恐れを早めに排除しておこうという背景があり、それも変更の理由ではないかと思う。
- 基本的にはご指摘のあった他に、「組織要因の視点」と重複している所があるので、それを整理したという事もある。
- ・「組織要因の視点」として 6 項目の順番を変えたのも、ミスリードを避けたいためである。重複したり、似たようなものがあると読む方は迷うし、しかも全部やらなければならないとなると混乱する。それを避けたいと言うこともある。
- 全て削ってしまうと、理解しづらくなるので[参考 6]として「組織要因の視点」の枠組みを付けた。
- ・資料 28-3-3 4(1)において、注記 1, 2 に「組織」という言葉が使われている。以前は部門とか部署という言葉が使われていたと思うのだが、変更した理由は何か。特に 2 の方で、「…管理、運営している組織」は判らないでもないが、部門もしくは部署の方が判り易い。
- 「分析対象事象に直接関係した部門」に対する説明なので、部門ではなくわざと違う用語を使用した。
- ・何か問題に関係する所あるいはグループで、部門と言えない様なグループは、機能なり組織形態によってはあり得る。そういう事を考えた場合に、全体でも良いし部分的でも構わないが、ある機能を持ったバーチャルな仲間を「組織」とする事によって、一般性を持たせた言い方にする事が出来るが、その様な意図はあったのか。
- 発電所によっては、部、課、グループといった大きさ、レベルの違った所を対象とするので、柔軟な言葉である「組織」という言葉を使ったということもある。
- ・資料 28-3-1 の 2.2 で、「・組織要因の視点は、一例であるにもかかわらず、視点の全てを抽出しなければならないといった誤った運用があった」との記述があるが、この運用に対する歯止めのルールが書かれているのは指針の何処か。
- 資料 28-3-4 「6. 分析の実施及び組織要因の検討(背後要因の分析)」[解説]の「なお、…」以降である。この部分を言い換えると、「なお、発電所で日々発生する事象からスクリーニングされた事象に対して実施される根本原因分析では、階層 1や階層 2まで抽出されていれば分析

として十分な場合が多いことから、全ての事象に対して必ずしも階層3が抽出されている必要はない。」という事になり、事象に応じて階層1、階層2で止まる場合もあれば、階層3まで行く場合もある。また階層3については[解説のための考え方](3)で「…、階層1、階層2を改善するだけでは、教訓を適切に学び、再発防止・未然防止が図れない事象に対しては、(2)のさらに背後要因として、階層3について考察する。」と記述し、歯止めとなる様にした。

- ・今回は組織要因について定義をし、組織要因を分析するための手順やルールを作ったことも重要だが、もう一つ、組織要因の視点の順番を変えたことがある。何でも「文化」まで行かなければならないということを改めて、柔軟に補強しているという所がある。これを何とかしないと表面的な事だけになってしまうため、今回の改定の中で最も重要で、利用者に十分理解してもらわねばならない所だと考えている。
- ・今の点について、6の[解説]の冒頭に「背後要因を論理的に分析する」事について、どのようなステップで検討をして行くのか具体的に記述している。

6. その他

(1) 規格委員会委員及び分科会委員の任期について

事務局より、6月の規格委員会において、規格委員会委員及び分科会委員の任期については、現状の2年毎の再任の回数制限の4回までという制限がなくなった旨、規約が改定されたことの紹介が行われた。

(2) 「原子力安全規制情報会議」の開催について

事務局から、原子力安全・保安院が開催する「原子力安全規制情報会議」について、紹介が行われた。

また、この件について渡邊幹事より、追加情報として、以下の説明が行われた。

- ・10/8(金)10:00-12:00 規制側の品質向上・品質保証というテーマでプレゼンテーションとパネルディスカッションが行われる。
- ・事業者として四国電力から、「事業者の取り組みと規制側への要望」というテーマで講演が行われる。
- ・また、規制側の品質向上については、パネルディスカッションのコーディネータは加藤先生で、パネリストは JNES 企画部長、原子力安全委員会 企画調査課長、原子力安全・保安院の保安統括、制度審議室長等が出席されとの事である。

(3) 次回の第29回品質保証分科会は、11月26日(金)13:30～16:30(場所は後日連絡)とした。

以 上